

日光市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染に関する条例
(通称：土砂条例)

申請の手引き

<令和7年4月1日 改訂版>

日 光 市

目 次

1. 土砂等による埋立等
 - 1-1 条例上の定義
 - 1-2 責務と義務
 - 1-3 特定事業の期間
 2. 特定事業の流れ
 3. 届出に必要な書類
 4. 届出の前に確認・手続きをすべきこと
 5. 各手続等の留意事項
 - 5-1 土地所有者等の同意
 - 5-2 周辺住民等への周知
 - 5-3 変更する場合
 - 5-4 土砂等を搬入する場合
 - 5-5 管理台帳と状況報告
 - 5-6 水質検査・地質検査
 - 5-7 関係書類
 - 5-8 標 識
 - 5-9 搬入する車両
 - 5-10 立入調査等
 - 5-11 完了した場合
 6. 届出等の作成要領
 - 6-1 届出に必要な添付書類
 - 6-2 周知関係の添付書類
 - 6-3 土砂等搬入届の添付書類
 - 6-4 管理台帳と状況報告書
- 別表 土砂等の安全基準
- 参考 1 土砂等を運搬する大型自動車による
交通事故の防止等に関する特別措置法
- 参考 2 搬入車両の表示例

日光市では、平成11年4月から栃木県の条例、平成21年4月からは日光市の条例により、土砂等の埋立や盛土などに対して規制を設け、土砂等の崩落や流出と土壌汚染の防止に努めています。

しかし、全国的に残土処分のみを目的とした利用目的のない盛土が近年は増加しており、様々なトラブルに発展しています。

日光市では、許可不要である500㎡未満の盛土を行うという虚偽の申告をして500㎡以上に無許可で危険性のある投棄のような盛土の事例が増加しています。このため、より計画的で安全な盛土などの事業確保のため、例外を除いて全ての面積を許可が必要になるなどの条例の一部改正を令和6年4月1日に行いました。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）による規制区域が指定されることにともない、盛土の構造等に関する規制を削除する改正を、令和7年4月1日に行いました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う方に、条例の内容を理解していただくとともに、条例の取り扱いや諸手続きに必要な書類の作成方法と留意事項を解説したものです。

事業を行う皆様には、条例の趣旨を十分に理解していただき、適正な土砂等の埋立てや盛土、堆積を行うようお願いいたします。

《令和7年4月1日一部改正の主な内容》

- ① 許可制から届出制に変更
- ② 盛土の構造等に関する規制を削除
- ③ 特定事業の期限の制限の削除
- ④ 一時堆積における区分堆積の削除

1. 土砂等による埋立等

日光市では、事業区域以外の場所から土砂等を搬入し、土地の埋立てや盛土、一時的に堆積する事業を「特定事業」として届出が必要になります。

※ 事業区域以外から土砂等を搬入しない場合は、対象外になる。

1-1. 条例上の定義

① 特定事業とは？

事業を行う場所以外の場所から土砂等を搬入して盛土・埋め立て・一時的な堆積を行う場合は、次の場合を除いて全てで届出が必要な特定事業といたします。

○届出を必要としない特定事業

- ・ 国、地方公共団体、公共的団体の行う特定事業
- ・ 採石法および砂利採取法の認可による採取場から採取された土砂等を販売のために一時的に堆積する場合
- ・ 採石法または砂利採取法による認可の採取計画に従う特定事業
- ・ 土壌汚染対策法第6項第1項又は第11条第1項により指定された区域内で行う特定事業
- ・ 非常災害のための必要な応急措置として行う特定事業
- ・ 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う500m²未満の特定事業
- ・ 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者または耕作者が行う500m²未満の特定事業
- ・ 宅地分譲、集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設、その他これらに類する施設の建築を目的として行う500m²未満の特定事業
- ・ 他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業で、栃木県内で発生した土砂等による500m²未満のたい積の場合
- ・ 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為として行う特定事業

② 事業区域・事業場

- 特定事業区域・・・埋め立て、盛土等を行う区域
- 特定事業場・・・特定事業区域のほか、搬入路、保安地帯、事務所などを含む面積
- 一時堆積場・・・他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積を行う事業場

③ 土砂等とは？

- ・ 土砂等とは、建設発生土、山砂、ズリ、山砕、川砕などとする。
- ・ 土砂等に廃棄物と放射線により汚染された土砂等は含まない。
- ・ 路盤材として使用される碎石や砂利、RC材のみで行う埋立て等は対象外です。
- ・ 不明な場合は、事前に生活安全課(0288-21-5112)にご確認ください。

④ 周辺住民等

- ・ 事業区域に隣接する土地の所有者と建物の所有者
- ・ 事業区域から100m以内の自治会（一部でも含んでいれば、全て該当します）

1-2. 責務と義務（条例第3条、第4条、規則第29条）

① 許可を受けた事業者

- ・ 土壌汚染の防止に必要な措置を講じること。
- ・ 特定事業により苦情や紛争が生じた場合は、誠意をもって解決に当たらなければならない。
- ・ 現場管理責任者は、土砂等搬入届の内容と土砂等の搬出元を確認し、記録をすること。
- ・ 現場管理責任者は、休業日及び施工時間を遵守し、土壌汚染があった場合はその対策をしなければならない。

② 土砂等を排出する者（発生元事業者）

- ・ 土砂等の汚染状況を確認し、汚染の恐れのある土砂等を排出してはならない。

③ 土砂等の運搬をする者 ※委託を受けた者も含む。

- ・ 車両運行関係の法令を遵守した上で、汚染の恐れのある土砂等を運搬してはならない。

④ 土地所有者

- ・ 汚染の恐れがある土砂等の埋立てを行う者に、土地を提供してはならない。

2. 特定事業の流れ

（1） 届出の手順

- ① 関係機関等へ相談・手続きの確認
- ② 土地所有者の同意
- ③ 周辺住民等への周知等を実施
- ④ 事業を開始する14日前までに届出を提出

（2） 届出提出後～事業期間中

- ① 標識の設置、事業区域の表示
- ② 土砂等搬入届
- ③ 土砂等管理台帳の作成と提出
- ④ 水質検査又は地質検査の実施
- ⑤ （変更の場合）周辺住民等への周知→届出提出

（3） 施工完了後

- ① 完了届の提出
- ② 水質検査又は地質検査
- ③ 検査結果の確認通知

3. 届出に必要な書類

提出書類及び添付書類	特定事業	一時堆積事業
特定事業届（様式1号）	○	
特定事業場周辺地域の生活環境の保全のため部に必要な措置に関する計画書（様式2号）	○	○
特定事業（一時堆積事業）届（様式3号）		○
住民票の写し（又は個人番号カードの写し） ※（法人は登記事項証明書）	○	○
特定事業区域内土地使用同意書（様式5号）	○	○
周辺住民等説明届出書（様式第6号）	○	○
位置図、付近の見取り図	○	○
平面図、断面図（施工の前後が確認できるもの）	○	○
土地の公図の写し（原本）	○	○
土地の登記事項証明書（原本）	○	○
土量計算書	○	
他法令等の許認可書の写し	○	○
その他市長が必要と認める書類	○	○

4. 届出の前に確認や手続きをすべきこと

届出をする前に事業区域について、次のことを各担当課、関係機関に確認すること。

- ① 埋蔵文化財の有無と日光杉並木街道保全区域 【日光市 文化財課】
- ② 特定事業区域内と隣接地に青地や赤道がある場合 【日光市 維持管理課】
- ③ 市道・農道を大型車両が通行して搬入する場合 【日光市 維持管理課、農政課】
- ④ 農地の場合 【農地転用：日光市農業委員会、農地：日光市農政課】
- ⑤ 山林の場合 【日光市 環境森林課】
- ⑥ 特定事業場を管理する事務所の建設（仮設を含む）の建築確認 【日光市 建築住宅課】
- ⑦ 1,000㎡以上の一時たい積事業は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出をすること。【栃木県 県西環境森林事務所】
- ⑧ 盛土の構造等に関すること。【栃木県 日光土木事務所】

上記以外の場合であっても、許認可等が必要なものは全て許認可等を得ること。

5. 各手続等の留意事項

5-1. 土地所有者等の同意（条例第9条、規則第5条）

- (ア) 特定事業区域内の土地所有者の同意を得ること。
- (イ) 公有地（青地、赤道、水路、河川区域ほか）は同意の必要はないが、境界などについて確認すること。
- (ウ) 同意を得る場合は、土地所有者に事業内容を説明してから同意を得ること。

〔関係様式〕 特定事業区域内土地使用同意書（様式第5号）

5-2. 周辺住民等への周知（条例第10条、規則第6条）

- (ア) 市に届出を提出する前に、周辺住民等に対して周知をすること。
- (イ) 周知の際に配布したチラシ等を届出を提出するときには、添付すること。

〔関係様式〕 周辺住民等説明届出書（様式第6号）

5-3. 変更する場合（条例第11条、規則第17条）

- (ア) 事業内容を変更（軽微な変更は除く）する場合は、事前に届出をすること。
- (イ) 添付書類は、変更する箇所の書類のみとする。
- (ウ) 軽微な変更をする場合は、遅滞なく変更届を提出すること。

<軽微な変更>

- ① 申請者の氏名及び住所（法人の場合は、代表者の氏名、事務所の所在地）
- ② 土砂等搬入計画
- ③ 現場管理責任者

〔関係様式〕 特定事業変更届（様式第7号）

特定事業軽微変更届（様式第8号）

5-4. 土砂等を搬入する場合（条例第12条、規則第18条）

- (ア) 土砂等を搬入する場合は、採取場所ごとかつ5,000 m³ごとに搬入する3日前（閉庁日を除く）までに土砂等搬入届（様式第9号）を提出すること。
- (イ) 搬入する土砂等は、指定の検査（9ページ 別表）により安全基準に適合していることを確認した土砂等であること。
- (ウ) 栃木県内で発生した場所から直接搬入される土砂等であること。
- (エ) 県内の一時堆積場（仮置き場を含む）を経由する場合であっても、県外で発生した土砂等は搬入することができない。
- (オ) 栃木県内の発生元から直接搬入せずに、積み替えや一時保管などをする施設などを経由する場合は、経由する施設ごとの証明を添付すること。（発生元証明書、売渡証明書、位置図、写真ほか）

(カ) すべての搬入届の土砂等発生元事業者に搬出の事実確認をします。場合によっては、現地確認をしてから受理する場合があります。

(キ) 土砂等発生元証明書と計量証明書は、6ヶ月以内に検査したものに限り。

(搬入届に必要な添付書類)

- ① 土砂等発生元証明書 (様式第 10 号)
- ② 検査試料採取調書 (様式第 11 号)
- ③ 計量証明書
- ④ 採取している写真 (各試料を採取している写真ほか、発生元の全景写真も含む。)
- ⑤ 採取位置図

〔関係様式〕 土砂等搬入届 (様式第 9 号)

土砂等発生元証明書 (様式第 10 号)

検査試料採取調書 (様式第 11 号)

5-5. 管理台帳と状況報告 (条例第 13 条、規則第 19 条)

(ア) 管理台帳：採取場所ごとに 1 日あたりの搬入量と搬出量を記載した管理台帳を作成すること。

(イ) 状況報告：搬入を開始した日から 6 ヶ月ごと (一時堆積場は、3 ヶ月ごと) に、各期間を経過した日から 2 週間以内に、管理台帳を添付して提出すること。

(ウ) 完了をする場合は、届出に状況報告書を同時に提出すること。

〔関係様式〕 土砂等管理台帳 (様式第 12 号、様式第 13 号)

特定事業状況報告書 (様式第 14 号)

特定事業 (一時堆積事業) 状況報告書 (様式第 15 号)

5-6. 水質検査又は地質検査 (条例第 14 条第 1 項、条例 18 条第 2 項、規則第 22 条)

(ア) 特定事業を開始した日から表 1 の期間ごとに水質検査又は地質検査を行い、期間を経過した日から 3 週間以内に必要書類 (試料採取調書、計量証明書、採取位置図、写真) を添付した水質検査等報告書 (様式第 16 号) を提出すること。

(イ) 特定事業が完了した場合も、同様に報告すること。

(ウ) 完了した場合の試料採取は、市職員の立ち合いと指示のもとで採取すること。

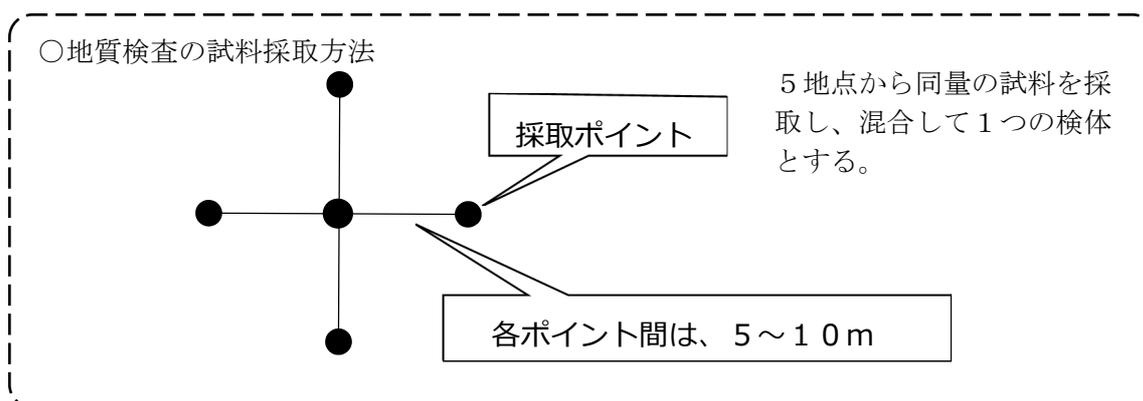
(エ) 土砂等の安全基準と検査方法は、「別表 (9 ページ、10 ページ)」のとおり。

【表 1】 検査期間

事業区域面積	期間
特定事業区域面積 10万㎡未満	6ヶ月ごと
〃 10万㎡以上	3ヶ月ごと
一時堆積事業（面積要件なし）	3か月ごと

【表 2】 特定事業区域面積に応じた試料の数

事業区域面積	試料数	事業区域面積	試料数
3,000㎡未満	1	5ha以上 6ha未満	7
3,000㎡以上 1ha未満	2	6ha以上 7ha未満	8
1ha以上 2ha未満	3	7ha以上 8ha未満	9
2ha以上 3ha未満	4	8ha以上 9ha未満	10
3ha以上 4ha未満	5	9ha以上 10ha未満	11
4ha以上 5ha未満	6	10ha以上	12



[関係様式]特定事業水質検査等報告書(様式第16号)

検査試料採取調書(様式第11号)

計量証明書(計量法第110条の2第1項の規定による証明書)

5-7. 関係書類（条例第15条）

- (ア)届出関係書類は、ファイリングして正本副本各1部の2部提出（副本は、写しでよい）
- (イ)市に提出した届出関係書類は、全て5年間保存すること。
- (ウ)施工期間中は、管理事務所で市に提出した書類（写しでもよい）と土砂等管理台帳を周辺住民等と利害関係者の求めに応じて縦覧させること。
- (エ)特定事業場周辺に管理事務所の設置が出来ない場合は、届出関係書類を車両等に保管するなどして、縦覧に対応すること。

5-8. 標 識（条例第 16 条第 1 項、規則第 23 条）

- (ア) 届出後ただちに、特定事業場の見やすい場所に、標識を掲示すること。
- (イ) 標識は、特定事業期間中、常に認識できる素材のものとし、破損や汚損の場合は補修すること。
- (ウ) 事業区域の境界に杭などで、境界を明らかにする表示をすること。

5-9. 搬入する車両（条例第 17 条、規則第 24 条）

- (ア) 土砂等を運搬する車両の通行について、搬入路に使用する市道や農道の道路管理者と事前に協議すること。
- (イ) 大型自動車で土砂等を運搬する場合は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」の第 2 条第 2 項、第 3 条に規定する車両とする。（11 ページ **参考 1** を参照ください）
- (ウ) 運搬業務を特定事業者から請け負う者についても同様とする。
- (エ) 土砂等を搬入する車両には、以下の事項を表示すること。
 - ① 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
 - ② 特定事業区域内の所在地
 - ③ 特定事業の届出をした者の氏名（法人にあつては名称）
 - ④ 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては名称）
 - ⑤ 特定事業の許可番号※ 12 ページ **参考 2** を参照ください。

5-10. 立入検査（条例第 23 条）

許可事業者は、市の立入検査に協力し、次のことに対応すること。

- ① 報告と資料の提出
- ② 特定事業場と管理する事務所への立入検査
- ③ 帳簿、書類その他の物件の検査
- ④ 事業者及び関係者への聞き取り

5-11. 完了した場合（条例第 18 条、規則第 25 条）

- (ア) 完了した日から 1.5 日以内に完了届を提出すること。
- (イ) 完了後は、市と日程調整の上、市の立合いのもと水質検査又は地質検査の実施をすること。地質検査を実施する場合は市の指定した箇所から試料を採取すること。
〔関係様式〕 特定事業完了届（様式第 17 号）

6. 届出に添付する書類の作成要領

6-1. 届出に必要な添付書類

- (ア) 位置図 … 25,000分の1で、道路や地勢など周辺の状況が判明できるもの。
- (イ) 見取図 … 2,500分の1で、道路や地勢及び周辺施設を表示し区域が判明できるもの。
- (ウ) 平面図 … 500分の1（事業区域によっては250分の1）で、事業区域と事業区域の境界、隣接地、事業区域の面積が明確に表示されていること。面積計算書も添付すること。
- (エ) 断面図 … 100分の1で、完了後の構造とたい積の高さ及び法面角度を表示すること。
- (オ) 公図の写し … 事業区域と隣接地が表示されているものとし、事業区域を明示すること。各筆には地権者、地目、地積を明示すること。
- (カ) 土地の登記事項証明書 … 申請日の3月以内に発行したものに限る。
- (キ) 環境の保全関係の書面 … 様式第2号、粉じん、騒音、振動の対策を明確に記載すること。交通安全については、土砂等運搬車両による周辺道路の管理、通行速度、施行時間などを、その他は環境保全に関する計画のほか、法面の保護措置方法を記載すること。
- (ク) 住民票 … 申請日の3月以内に発行したものに限る。（法人の場合は、登記事項証明書）
- (ケ) 特定事業区域内土地使用同意書 … 様式第5号、特定事業区域の土地が申請者名義の場合は省略する。事業区域内の土地所有者全員分の同意書を添付すること。
- (コ) 一時堆積場の同意書 … 様式第5号、扱いは上記の同意書と同じ。
- (サ) 他法令に基づく許認可等の書面 … 土砂条例以外に許可や届出が必要な場合は、許可書などの写しを添付すること。
- (シ) その他市長が必要と求める書類 … 申請手続き等を行政書士などが行う場合は、委任状を添付すること。その他、市が求めた場合は添付すること。

6-2. 説明会周知関係の添付書類（条例第10条第2項、規則第6条）

特定事業周辺住民説明等届出書（様式第6号）… 周知で配布した資料を添付すること。

6-3. 土砂等搬入届の添付書類（条例第12条）

- (ア) 土砂等発生元証明書 … 原本（副本は写しでよい。）を添付し、発生元証明書の発行者に対して、搬出の事前確認をするので、必ず連絡の取れる電話番号を記載すること。
- (イ) 計量証明書 … 計量法第110条の2第1項に規定する証明書とする。
- (ウ) 位置図 … 周辺状況も含めた位置を特定できる位置図と、試料を採取した位置図とする。
- (エ) 写真 … 各試料の採取している写真と採取箇所の全景写真とする。

6-4. 管理台帳と状況報告書（条例第12条）

- (ア) 管理台帳 … 発生元ごとに、搬入伝票などを基に1日あたりの搬入量を記載すること。
※一時堆積場の場合は、搬出先ごとに搬出土量を記載すること。
- (イ) 状況報告書 … 管理台帳の写しを添付すること。

別表(規則第2条、第17条第4項、第20条第1項、第21条第1項関係)

○土砂等の安全基準と検査方法

※測定方法中の「規格」は、日本産業規格(JIS)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.003 mg以下	規格 K0102 の 55・2、55・3 又は 55・4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。)付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01 mg以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05 mg以下	規格 65・2 (規格 65・2・7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65・2・6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01 mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1 kgにつき15 mg未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005 mg以下	昭和 46 年告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 及び昭和 49 年告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 4 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1 kgにつき125 mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02 mg以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002 mg以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002 mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004 mg以下	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1 mg以下	規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04 mg以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法

1・1・1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下	規格 34・1（規格34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mℓに硫酸10mℓ、りん酸60mℓ及び塩化ナトリウム10gを溶かした水溶液とグリセリン250mℓを混合し、水を加えて1,000mℓとしたものを用い、規格 K0170-6 の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34・1・1C）（注〔2〕第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下	規格 47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05mg以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

○参考 1

◇土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(昭和42年法律第131号)

(定義)

第2条第2項 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

(表示番号の指定)

第3条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 経営する事業の種類及び規模その他の概要
- 三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量
- 四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量
- 五 自動車の車庫又は常置場所の位置
- 六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離
- 七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)

第4条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(平一一法一六〇・平一八法四〇・一部改正)

◇土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則

(昭和四十二年十二月二十二日) (運輸省令第八十六号)

(大型自動車)

第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第二項の国土交通省令で定める自動車は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。）とする。

○参考2（搬入車両の表示例） ※実際の大きさと異なります。

土砂等搬入車両		100ポイント以上
○搬入先	日光市◇◇123	60ポイント以上
○許可事業者	(株)にっこう建設	60ポイント以上
	許可番号：日光市環第100号	30ポイント以上
○搬入者	(有)土山運送	60ポイント以上

土砂条例は、土壌汚染を防止するために、必要な規制をしています。

このために土砂等を発生させる者から運搬する者、盛土や埋め立てなどの事業を行う者、土地の所有者まで関係する全ての方が、条例だけでなく関係する法令等を守り、自然豊かな日光市の環境を守り、市民の安全と安心に努めるようご協力ください。

日光市 市民生活部 生活安全課 生活環境係

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5112